

## 義務としての登校拒否

——学校化社会における命の問題——

山本徳二

### 1. 司法の挑戦

まず次の文章を見てほしい。

既にみたとおり、Sのおとなしく内気で、意思が弱いなどといった性格がTにつけ込まれてそのいじめの対象とされ続けた末、遂にSの自殺という悲惨な結果にまでつながったわけであるが、その間にどこかでこれから脱却する手段をとりうる余地がなかったのかという疑問はやはり拭いきれない。

Tの暴力に敢然と立ち向かい、或いは金銭強要を拒絶するというような正面きっての抵抗をSに期待するのは無理であろうし、そもそもそれができるようであれば最初からいじめの対象とされることがないという筋合のものである。しかし、①担任や家族に対し、一部始終を打ち明けて救いを求めたり、②せめて登校拒否をするというようなことさえできなかつたのかということはいってもよさそうである。

自殺するくらいなら、どうして助けを求めてくれなかつたのかという無念さが伝わってくるような文章であるが、全体の調子からいって、これが私的に書かれたものではなく、どうやら公的な文書の一部であるらしいことは察しがつくだろう。事実、これはある裁判の判決文からの引用である。その裁判とは通称「いわきいじめ訴訟」のことであり、子どもが自殺した

#### I 「子ども問題」の諸相

のは、学校（被告はいわき市）が「いじめ」をやめさせる十分な対策をとらなかつたからだとして、子どもの家族が市に損害賠償と慰謝料の支払いを求めて争われたものである。その第一審の判決が1990年12月26日、福島地裁いわき支部（西理裁判長）によって言い渡された。その判決内容には多くの人が注目した。というのは、この判決には教育司法上、画期的な内容が含まれていたからである。

#### ■ 事件のあらまし

先に進む前に、事件のあらましを判決の事実認定部分にしたがって、ごく簡単にありかえっておこう。

Sは中学1年生のころから主たる加害者であった同級生のTから暴力をふるわれたり、金銭を要求されたりしていた。3年生になってからは、教室内で他の生徒や教諭の目の前で、顔にマジックインクでいたずら書きをされるとか、理科教室で清掃の時に水酸化ナトリウム水溶液を背中に流し込まれやけどをおわされるとか、約10回にわたって雑草をむりやり食べさせられたり、嘔吐するまで煙草をたてつづけに吸わされる、車上ねらいやバイクの窃盗を強要されるなど、Tらのとどまるところを知らないいじめにあり、さらにTからの金銭の要求もエスカレートし、要求通り工面できなかつたときには暴力による制裁を受け、その暴力もしだいにエスカレートしていった。もちろん、教師はこうした事態が発覚するたびにTたちに注意を与える。SにはTたちの要求を断るように指導している。Sの家族もまた、Tの家に抗議に行くなどの対応をすると同時に、Sに対してはもっとしっかりするよう諭している。しかし、SとTたちとの関係は改善されることなく、1985年9月25日、Sは近くの農具小屋で首を吊って自殺した。

裁判はこの自殺が学校側の過失によるものであるといえるかどうかをめぐって争われた。結論だけを先にいえば、裁判所はSの自殺に対する学校側の過失責任を認め、賠償および慰謝料として1,100万円余りを原告に支払うよう、いわき市に命じた。

#### ■ 画期的な判決

この判決は弁護士・教育法学者など多くの司法関係者の注目を集めめた。わが国の裁判所史上、いわゆる「いじめ自殺」に対する学校側の過失責任を認めたはじめての判決だったからである。それまでも、「いじめ」による被害に対して学校側の過失責任を認めたケースはあった。しかし、「自殺」それ自身に対する過失責任を認めたものではなかった。もし、生徒の自殺を止められなかつたということで学校側に過失があるとすれば、学校側が生徒の自殺を十分に予見できたことを証明する必要がある。しかし、本人がいつも「自殺したい」と言ってまわっていたとか、ひどく落ちこんでうつ状態にあることが明らかであるとか、自殺未遂を何度もしているというのでなければ、自殺というものは基本的に個人の意思によるものであるから、第三者が自殺をあらかじめ予見することはむずかしい。自殺の「可能性がある」というだけなら、それはだれにでもあてはまることがある。過失があるといえるためには、自殺の可能性がたしかに大きいと判断できたにもかかわらず、その実行を予防する対策をとらなかつたという場合でなければならない。しかし、実際の「いじめ自殺」のケースでは、生徒はいつも突然に自殺する。とても予見できるようなものではない。だから、これまでの「いじめ自殺」をめぐる裁判では、自殺に対して学校側の過失責任は問われなかつた。

Sの場合も例外ではない。表面的には「ひょうきん者」でもあったSの自殺は、教師にあっても家族にあっても友人たちにあっても、にわかに信じることのできない突然の出来事であった。自殺を予見することはだれにもできなかつた。にもかかわらず、この判決は自殺に対する学校側の過失責任を認めた。どのようにしてこのような裁判史上の飛躍が可能になったのか、学校側の過失責任を認めた裁判所の論理を筆者なりのことばで要約すれば、こうである。

Sが自殺した当时、「いじめ」はすでに大きな社会問題になっていた。なぜ社会問題になっていたかといえば、「いじめ」とその被害者の自殺と

#### I 「子ども問題」の諸相

がひとつながらのものとして認識されていたからである。この事件が起きた何年も前から、新聞や雑誌では「いじめ」による自殺や自殺未遂など重大事件がしばしば報道されており、生徒の自殺と学校生活との関係が深くとも知られている。こういう社会的状況をふまえれば、「いじめ」を認識するということは、同時に被害者の自殺もまたそのひとつの要素として認識されなければならないはずのものである。だから、学校側が「いじめ」を認識していたのであれば、被害生徒が自殺したことに対してもまた責任がある。

一言でいってしまえばそういうことになる。しかし、この判例がもつて重要な性を理解するためには、もうすこし丁寧にこの判決文を読み、その論理を解きほぐしてみる必要がある。

#### ■ 定義の変更

これまでの裁判では「いじめ」ということばが、特定個人に対する悪質かつ継続的な違法行為とほとんど同じ意味で用いられてきており、自殺はその「いじめ」によって引き起こされると想像される多くの結果のひとつにすぎないと考えられてきた。そのためこれまでの同種の裁判は「いじめ裁判」といわれながらも、事実上は違法行為およびそれへの対応に関する判断をするだけのものになっていた。ところが、この判決文ではそのような論法をとっていない。そもそも「いじめ」の定義からしてすでに従来のものとは大きく違っているように筆者には思われる。判例のなかで「いじめ」の定義として示されているのは次の文である。

いかに若々しい生命力に満れている皆の中学生といえども、その主要な生活関係である学校生活の場で、このように自己の全人格や人間としての存在基盤そのものが否定されるようないじめを受け続けたのでは、生きる意欲を失い自らその命を絶つという挙に出たとしてもあながち不可解なこととはいえないようと思われる。

#### ■ 義務としての登校拒否

「いわきいじめ訴訟」判決が画期的だったのは、この予見可能性と学校側の過失責任をめぐる問題だけではない。この判決には「いじめ」の論理構成と表裏一体をなす、もう一つ見逃してはならない重要な判断が書き込まれている。過失相殺に関する論理がそれである。

過失相殺とは、被告側と原告側の双方に過失がある場合、過失の割合に応じて賠償額を割り引くというものである。先に、この判決はいわき市に対して1,100万円余りを原告に支払うよう命じた、と書いた。しかし、この金額はじつは裁判所が正当だと認めた賠償額の3割にすぎない。裁判所が過失の割合を、自殺したS本人が4割、家族が3割、学校が3割とみなし、賠償額の算定において過失相殺を行ったからである。この過失割合については、この判決に注目したほとんどの人が「問題がある」といい、「いじめ」の被害者である本人に4割もの過失を押しつけるのは理解できない、と不満を表明している。学校から「いじめ」を一掃することが必要であり、そのためには、だれよりもまず学校が責任をもってその任にあたるべきであるという発想からすれば、この種の不満は当然のものであるといえるだろう。だが、その種の発想からはみえてこない重要な論理が、裁判所のこの過失相殺に含まれていることを見逃してはならない。

判決はS本人の過失について、端的に次のように述べている。「Sにとってはやむにやまれぬことであったとはいえ、少なくとも周囲の者にしてみれば突然に、自殺という最悪の解決方法を選択してしまったこと自体について、Sが一定の責任を負うべきこととされるのはやむを得ないところである。過失とは当然果たすべき義務を果たさなかつことに対する責任である。学校の過失は安全保持義務に対するものである。では他方、この判決において、そもそもSが果たすべき義務とはいっていい何だったの

#### I 「子ども問題」の諸相

だろうか。「自殺しない義務」だろうか。これでは、「~しない」という消極表現に「義務」という積極的な行動規範をかぶせることになり、表現上、矛盾する。では、「生きる義務」としたらどうだろうか。これも、やはり「生きる」という状態表現に「義務」という意志的な行動規範を接合することになり、しっくりこない。では何か。判決においてSの義務として想定されているのは、「死」を避けるためにとりうる手段をすべて試みること、これである。Sはそれをしなかった。自ら命を絶たなければならぬような状況にありながら、その状況から抜け出すために考えられるあらゆる方策をとらなかった。これがSの過失なのである。あるいは、本人にしてみれば精一杯のことをしたつもりだったかもしれない。しかし、結果としてSが「自殺という最悪の解決方法」を選んでしまった以上、裁判所としてはSがこの義務を果たしたとは認められない。冒頭に引用したのは、裁判所のこうした苦渋の判断を表明している箇所である。

シードマガジン

「子ども問題」  
からみた学校世界  
生徒・教師問題といまいを読み解く